

里親制度とは

様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちが、健やかに育つために、より家庭に近い環境で養育することが求められています。

里親制度は、これらの子どもたちを温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育する制度です。

ちょっと関心のある方へ

【ショート里親事業】

県内の児童養護施設等で生活している子どもを、週末や学校等の休業期間を利用して、定期的に預かっていただき、子どもに一般家庭での生活を体験してもらうことにより、子どもの情緒の安定や社会性の発達を目的としている事業です。

時期：随時

申込：県内の児童養護施設

募集：随時



フォスタリングマークとは

里親普及のためのシンボルです。温かな家庭を必要とする子どもが、育ちを支える里親家庭と結ばれ、その里親家庭を支える社会の輪が広がっていくことをめざしています。



里親が育てる。

社会が支える。

お問い合わせ・ご相談は…

子ども相談センター及び子ども家庭支援センターでは里親に関心を持たれた方からのお問い合わせ・ご相談をお待ちしております。里親に関するお問い合わせ・ご相談については、お近くの子ども相談センター又は子ども家庭支援センターへご連絡ください。また、その他子育てに関する相談にも応じています。

子ども相談センター

【中央子ども相談センター】 ☎ 058-201-2111(代)

岐阜市鷺山向井 2563-79

(担当地域)岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町

【西濃子ども相談センター】 ☎ 0584-78-4838

大垣市禾森町 5-1458-10

(担当地域)大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町

【中濃子ども相談センター】 ☎ 0574-25-3111(代)

美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内

(担当地域)関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

【東濃子ども相談センター】 ☎ 0572-23-1111(代)

多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内

(担当地域)多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

【飛騨子ども相談センター】 ☎ 0577-32-0594

高山市千島町 35-2

(担当地域)高山市、飛騨市、下呂市、白川村

子ども家庭支援センター(子育て・里親相談窓口)

子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」

岐阜市長良森町 1-11

☎ 058-296-2172(相談・夜間・休日)
058-233-8622(里親専用)

大野子ども家庭支援センターころこ

揖斐郡大野町桜大門 541番地

☎ 0585-35-2329

子ども家庭支援センターとも

関市稲口 778 番地 1

☎ 0575-24-1061

子ども家庭支援センター麦の穂

中津川市千旦林 1468-7(麦の穂会館)

☎ 0573-68-6858

ひだ子ども家庭支援センターぱすてる

高山市山田町 831 番地 43

☎ 0577-37-1061

知ってほしい

“里親”

のこと

里親さんとの
出合いを
待っている
子どもたちが
います



岐阜県

里親の種類

保護者による十分な養育を受けることが望めない子どもを保護者に代わって育てる方を、児童福祉法で「里親」と呼びます。



【養育里親】

18歳まで(必要な場合は20歳まで)の子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親であり、養子縁組を目的としない里親です。期間は子どもの事情によってさまざまです。

※養育里親研修の受講が必要です。

【養子縁組里親】

特別養子縁組(戸籍上も自分の子どもとして育てること)を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは、里親として育てます。

※養子縁組里親研修の受講が必要です。

※他に、虐待により専門的ケアを必要とする子どもや障がいのある子どもを育てる「専門里親」、両親が死亡するなどして育てられなくなった子どもを親族が育てる「親族里親」があります。



里親になるには

1【相談】

里親になりたい方、里親について知りたい方は子ども相談センター、子ども家庭支援センター等へご相談ください。相談は随時受け付けています。



2【基礎研修】

子どもや里親制度について理解いただくために、講義1日&施設実習1日を行います。



3【登録前研修】

子どもの養育に必要な知識と技術を身につけるため、講義2日&施設実習2日を行います。



4【申請書の提出】

子ども相談センターへ里親登録申請書を提出していただきます。



5【家庭訪問】

子ども相談センター及び子ども家庭支援センターの職員がご自宅を訪問して、ご家庭の状況等の確認をさせていただきます。



6【認定・登録】

県の審査を経て、県知事が里親として認定します。



7【養育】

里親の家庭状況や、子ども・保護者の希望などを考慮し、子ども相談センターが子どもを委託します。

※委託については、諸条件によりお待ちいただくことがあります。



里親Q&A

❓ 里親として何か特別な資格は必要?

❗ 特別な資格は必要ありません。子どもの成育歴や家庭状況を理解していただき、愛情と誠意をもった養育を望みます。養育に当たっては法律に則り、子どもが健やかに育つように配慮していただきます。

❓ 里親として子どもを迎え入れるのは、どのくらいの期間?

❗ 数日の一時的な預かりから、数週間~1年以内の短期委託、数年間の長期委託まで一人ひとりの子どもたちのニーズと里親をされる方の状況を照らし合わせながらマッチングします。

❓ 子どもの養育費は里親が負担するの?

❗ 子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが支給されます。

養育里親の場合(令和4年10月現在)

里親手当 1人あたり 9万円/月

生活費 乳児 約6万円/月

乳児以外 約5万2千円/月

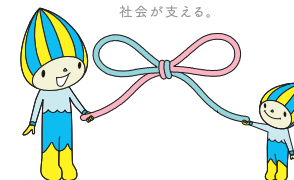
上記に加え、教育費や医療費なども支給されます。

里親制度について知りたい

岐阜県ホームページ



里親が育てる。
社会を支える。



<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26987.html>